

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会
第4回 議事要旨

開 催 日 時	令和6年8月2日（金曜日） 午後1時23分～午後3時33分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	労働者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	使用者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
主 要 議 題	1 奈良県最低賃金の審議（金額審議）について		
議 事 要 旨	<p>使用者側から、大企業の妥結が5%台、業績の良い中小企業で4%台であることからしてすべての企業規模で5%の引上げは難しいのではないかと、50円で5.34%、49円でも5.23%の引上げ率となりいずれも5%を超えるが中小零細企業の価格転嫁が進んでいない中で50円引上げは苦しい、経営実績が上向いていない企業でも防衛的賃上げにより4%程度の賃上げを行っているのが現状であり目安マイナスが妥当と考える、との主張があった。</p> <p>労働者側から、大阪との額差を大幅に縮小する引上げを求める、最低賃金近傍で働く者の生活を改善していきたい、との主張があった。</p> <p>公益委員から、これまでの審議経過から判断し、目安額を大幅に上回っての合意は困難であると考えられ、今年度は目安額がこれまでにない大幅な引上げであることから50円又は51円の引上げを考えていくことしたいとの案が示された。</p> <p>使用者側からは、地域間格差解消は今年度は引上げが5%超と近年を大きく上回っていることから考えることが難しく、今後の課題として認識し、余力が出た際に解消へ向けて取り組んでいきたい、目安どおりの引上げならば受け入れることとしたい、との考えが示された。</p> <p>労働者側からは、目安金額を大幅に上回ったとしても最低賃金近傍で働く労働者の生活を考えるとまだ足りていない、昨年度ようやく額差解消への取組みについて労使で合意できたが、それが（51円の引上げであれば）1円だけの解消では不十分である、春闘における全国のパート労働者の賃金引上げが5.74%であったことからこの数字はクリアすべきである、との主張があった。</p> <p>以上より公益委員は労使の意見の一致をみるのが不可能である判断するに至ったことから、目安額どおりの50円引上げの公益委員案が示され、採決の結果、賛成多数により、公益委員案採用が決定した。</p>		